

親子法改正要綱の解説

第4回 嫡出否認制度の見直し

法制委員会委員 雨宮 さやか (73期)

法制委員会委員長 廣畑 牧人 (55期)

1 要綱のポイント

(1) 否認権者拡大等

ア 要綱*1は、嫡出否認における否認権者を夫(父)に限る民法774条を改め、以下のとおり子、母、前夫にも否認権を認める(要綱(以下略)第3の1(1))。

否認権行使方法を訴えに限定する点は維持されるが(民法775条)、否認権者の拡張に伴い、否認権行使の相手方につき規律が整備される(第3の1(2)①)。

イ 子の否認権

嫡出推定の規定(第2の1)により子の父が定められる場合、子は嫡出を否認できる(第3の1(1)①)。法律上の父と血縁上の父を一致させるという子の人格的利益への配慮等のため、父子関係の当事者たる子にも、推定を否認することができる地位を認めたものである。

子の否認権は、實際上、親権を行う母等の代理行使(第3の1(1)②)によるが、子自らの判断による否認権行使機会の保障のため、一定要件を充足する成年に達した子(成年子)に否認権行使の余地を認める。

即ち、父との継続同居期間が3年を下回る時、成年子は、21歳に達するまでの間、否認権を行使できる。但し、子の否認権行使が父による養育状況に照らし父の利益を著しく害するときは、否認権を行使できない(第3の1(4)③)。

ウ 母固有の否認権

法律上の父子関係の存否に関し母固有の利益があることに照らし、母自身の否認権を認める。但し、その否認権行使が子の利益を害することが明らかなきときはこの限りでない(第3の1(1)③)。

エ 前夫の否認権

子の懐胎時から出生時までに母と婚姻していた者であって、子の父以外の者(前夫)にも否認権を認める。但し、否認権行使が子の利益を害することが明らかでないときに限られる(第3の1(1)④)。前夫は、嫡出否認がされないと子を認知できないから、

否認権者とする必要性がある反面、このような否認権行使が家庭の平穏や子の利益を害するおそれがあるためである。

オ その他

人事訴訟法及び家事事件手続法に否認の裁判内容通知等の規律が置かれる(第3の2、3)。

(2) 否認権の出訴期間の伸長

民法777条は、父が子の出生を知った時を起算点として出訴期間を1年とするが、否認権行使機会確保のため、3年に伸長される。否認権者が拡大された関係で、子、母は子の出生の時、前夫は前夫が子の出生を知った時が起算点とされる(第3の1(4)①)*2。なお、嫡出を否認する裁判がされたことに伴い行使する否認権にかかる出訴期間は、裁判確定を知った時から1年に限られるため要注意である(第3の1(4)⑥)。

2 本改正の意義・必要性

現行嫡出否認制度は、夫から家庭内暴力を受けている母や嫡出否認につき夫の協力を得られない母等が、夫を父とすることを避けるため出生届を提出しない、いわゆる無戸籍者問題の一因であるとの指摘があった。

また、否認権者を父に限り、出訴期間も1年とする等、嫡出否認制度の要件は極めて厳格と評されてきた。

本要綱は、無戸籍者問題の解消につながるのと同時に、父子関係の当事者である子、子の父が誰かを最もよく知る者ではあるが濫用のおそれや婚姻道徳の観点から否認権行使が認められなかった母、一定の要件を満たす前夫にも否認権を認めることで、子の養育の観点から適切な父子関係の形成に資する意義がある。

3 実務に与える影響

否認権者が拡大され、出訴期間や内容が改められる等、実務への影響は大きい。

また、否認権行使要件として子の利益を害することが明らかでないとき等の規範的要件の具体的考慮要素については、今後の解釈に委ねられる。

*1：本要綱(「民法(親子法制)等の改正に関する要綱」)は、令和4年2月に法制審から法相に答申されたが、本稿執筆時点では改正法案は国会に提出されていない。本稿は、本要綱のまま改正されることを前提に執筆している。

*2：例外として本稿1(1)イで前述の成年子が規定される。